

公益社団法人和商同窓会

代議員選挙規程

(目的)

第1条 代議員の選挙は、定款に定めるところによるほか、この規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選挙に関して、選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員会は正会員の中から、理事会の指名する3名の委員によって構成される。ただし、理事は選挙管理委員にはなれない。
3. 選挙管理委員会は、選挙に関する事務処理から選挙結果の公表までのすべての責任を負う。
4. 選挙管理委員会の委員名は会員にホームページにて公表される。

(代議員の定数)

第3条 代議員定数は、50人以上70人以内とする。候補者が70人を超えた場合代議員選定委員会にて候補者を定数内に絞ることとする。

(代議員の選出方法)

第4条 代議員は正会員の中から選ばれることを要し、正会員は、代議員に立候補することができる。

2. 理事及び監事（以下役員という）役員は代議員に立候補することはできない。また、代議員が役員になったとき代議員の資格を失う。
3. 候補者は、代議員推薦委員会が推薦した正会員と選挙管理委員会に立候補届を受理された正会員とする。
4. 代議員候補者の代議員候補者名簿（投票用紙）への記載は候補者の氏名のあいいうえお順とし、事務局が作成する。
5. 投票用紙は、事務局に備え置く。
6. 投票は無記名とし、賛成する候補の賛否欄には無記名のままで、賛成しない候補の賛否欄にのみ×を記入する。×印以外の書き込みのある場合には、全体が無効票とする。

(推薦候補者)

第5条 推薦候補者の推薦にあたって、代議員推薦委員会を設置する。

2. 代議員推薦委員会は、理事会が委嘱する。
3. 代議員推薦委員会は、理事長、非改選の代議員の中から互選された者5名以内とする。
4. 代議員推薦委員会は、代議員の推薦候補者を取りまとめ、選挙管理委員会に推薦する。

(代議員選挙の日程)

第6条 代議員選挙は、2年に一度、5月から6月頃に実施することとするが、詳細な日程は理事会において定める。

(当選者の選定)

第7条 第4条第6項で定めた×印の数が3以下の候補者を代議員に選定するものとする。

(代議員選挙結果の公表)

第8条 選出された代議員は事務局掲示板もしくは、ホームページにより公表する。

(代議員の任期)

第9条 代議員の任期は7月1日から翌々年の6月末日までの2年とする。ただし、重任を妨げない。なお、任期中に定款のいずれかの事由によって会員資格を喪失した場合には、代議員の資格は喪失する。

(規程の改正)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決により実施する。

- 附則
1. この規程は、制定後の最初の代議員の選挙から適用するものとする。
 2. 令和2年10月30日第3条変更